

## 新・人事制度研究会 <パートナー会員規約>

### 第1条 目的

第1項 当パートナー制度は、ENTOENTO式人事制度®(以下、「成長制度®」という)のノウハウを習得・研鑽し、社員の成長と中小企業の業績向上に繋がる成長制度®の的確な指導ができる専門家を育成することを目的とした制度です。

### 第2条 会員の種類

パートナー会員は会員単独による企業への成長制度®コンサルティングを行う「正会員」と株式会社ENTOENTO(以下、ENTOENTOという)の指導に即して成長制度®コンサルティングをサポートする「準会員」の2種類あり、会員はいずれかを選択できます。

### 第3条 サービス内容

第1項 会員は、ENTOENTOより、成長制度®の構築と運用コンサルタント業務に関する「ノウハウの提供」「コンサルタント認定」「情報提供」「実践サポート」「コンサルスキルアップ」「営業サポート」等のサービスを受けることができます。

第2項 会員が享受できるサービスの詳細は別紙「パートナー制度サービス一覧」(以下、サービス内容という)に記載の内容となります。

第3項 当研究会は、必要に応じてサービス内容を変更することができ、変更内容は会員に対して、その重要度により事前又は事後通知いたします。

### 第4条 入会条件

第1項 パートナー会員には、税理士・公認会計士・社会保険労務士・中小企業診断士の有資格者が主宰する事業者又はその資格者が属する事業者が入会できます。

第2項 正会員となる場合は、前項の事業者の代表者がENTOENTO主催の「成長塾」を自社成長制度構築での受講・修了が条件となります。

第3項 準会員となる場合は、前項の事業者の代表者又は有資格者が、「成長塾」を自社成長制度構築での受講・修了するか、若しくはクライアント企業と一緒に全講座受講し企業の成長制度構築サポートすることが条件となります。後者の場合で準会員となった会員が正会員になる場合は、第2項を満たすか若しくはランクアップ料金30万円(税抜)の支払いが必要となります。

### 第5条 著作権等の帰属及びライセンス

第1項 ENTOENTOが提供するノウハウに関する一切の知的財産権(著作権、特許又は実用新案を受ける権利、営業秘密、その他法律上の権利及び地位。以下まとめて「本著作権等」という)は、ENTOENTOに帰属します。

第2項 ENTOENTOは会員に対し、本著作権等を非独占的に使用することを許諾し、会員は自らの事業の目的にのみ使用できる。

第3項 会員は、次の行為を行ってはならない。

- ①甲以外の第三者に転売、交換、提供、貸与、公表、伝達、閲覧させる行為
- ②複製及び転写・転載する行為
- ③内容の修正、改ざん、変更を行う行為
- ④本ノウハウを記載した媒体物と同一又は類似するものの作成・販売する行為
- ⑤出版及び電子メディアによる配信又は一般公開する行為
- ⑥著作権法又は不正競争防止法に違反する行為

第4項 本著作権等に基づき、会員が改良ノウハウを考案することは認めません。

第5項 本著作権等に基づき、会員が発明、考案等の知的財産権の出願又は設定登録の申請を行うことは認めません。

### 第6条 ノウハウ使用料

第1項 正会員が成長制度®のノウハウを活用して個社別にコンサルタント報酬を得る場合は、新・人事制度研究会の主宰社のENTOENTOに対して、その報酬額の10%を支払うものとします。但し、その顧客がENTOENTOより紹介した企業の場合は20%の支払うものとします。

正会員同士が共同でコンサルティングを行う場合の報酬額は顧客企業が複数会員に支払う総額となります。

万一、ENTOENTOに対して報告なく報酬を得た場合はその報酬額の50%を支払うものとします。

第2項 準会員に対しては成長制度®のノウハウを活用して個社別にコンサルタント報酬を得ることは事前承認の案件以外は認めません。個社別コンサルティングが必要な場合は、その事業者とENTOENTOで契約を行うものとし、準会員にはENTOENTOが受領した報酬額の20%(契約代行料及びサポート料)を支払います。

正会員でコンサルタント認定者が1名もいない状況の場合も、同様の扱いとなります。

### 第7条 企業サポーター

会員がクライアント企業を成長塾に受講動員した場合、企業の新規受講に限り、1社につき1名の会員の社員が成長制度®構築サポーター(以下、企業サポーターという)として、無料参加を認めます。但し、参加企業との同席が条件となります。また、企業サポーターは成長塾の修了者とはなり得ません。

### 第8条 コンサルタント認定

第1項 新・人事制度研究会は正会員の組織に所属し、且つ「成長塾」を修了した個人に対して、コンサルタントスキルに応じてコンサルタント認定をします。

但し、企業サポーターで当会の認定研修修了者は「成長塾修了」とみなし、コンサルタント認定の対象とします。

- ①ダイヤモンド・コンサルタント・・・成長塾等の講師が可能なスキルレベル(30社以上の構築・運用が目安)
- ②プラチナ・コンサルタント・・・単独での成長制度の構築・運用が可能なスキルレベル(10社以上の構築・運用が目安)
- ③シニア・コンサルタント・・・ENTOENTO及び上級コンサルタントの支援を受けながら構築・運用が可能なレベル(成長塾3回以上参加、3社以上の構築・運用が目安)

第2項 コンサルタント認定は以下の場合に取り消されます。

- ①認定コンサルタントが所属する会員が当会員を退会した場合、又は「準会員」にランクダウンした場合。
- ②成長制度®のノウハウから逸脱したコンサルティング指導をし、改善指導後も改善されない場合。
- ③認定コンサルタント向けスキル統一研修やパートナー研修会等への参加が全くない場合、又は著しく少ない場合。
- ④当規約に反する行為及び当研究会の名誉棄損に値する行為があったと判断された場合。

第3項 前項①の認定コンサルタントが所属する会員が当会員を退会した場合でコンサルタント認定を継続する場合は、新たな事業者の入会を前提として認めます。

この場合は新たな事業者の代表者の成長塾受講又は入会金60万円(税抜)の支払が必要となります。

### 第9条 外部表記(名刺・会社案内・ウェブサイト等への表記)

第1項 会員が会員期間中に名刺・会社案内・ウェブサイト等に表記する場合は、以下の表記を認めます。

- ①事業者には、「新・人事制度研究会パートナー」「成長制度®」の表記を認めます。但し、準会員は「新・人事制度研究会パートナー準会員」と明記しなければなりません。
- ②個人には「認定コンサルタント」、当会が認定した「ダイヤモンド・コンサルタント」「プラチナ・コンサルタント」「シニア・コンサルタント」の表記を認めます。

第2項 会員は、ENTOENTOが保有し許可する登録商標を利用することが可能です。利用する場合はENTOENTOの所有するものであることを明記しなければなりません。

第3項 会員が当会から退会した場合又は個人のコンサルタント認定が取り消された場合は、その時点以降、前項表示は一切使用できません。

### 第10条 会員期間とその更新及び退会

第1項 会員としての期間は、入会日より2年間とし、それ以降は1年単位の自動更新とします。

但し、会員より期間満了日の2か月前までにENTOENTO指定の書面による申し入れがあった場合は退会できるものとします。

第2項 会員期間中(初回2年間、3年目以降1年単位)の退会はできないものとします。

但し、会員事業者の死亡または廃業、又は「成長塾」の修了者が不在になった場合は、ENTOENTOの最短手続期間により退会可能とします。

第3項 一旦退会し再入会する場合は、再度「成長塾」の受講・修了が必要となります。

第4項 当会員規約に違反し、ENTOENTOからの改善指導後も改善されない場合は、一方的に退会していただく場合があります。

第5項 会員の役員・従業員に反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者が在籍していることが判明した場合は、一方的に退会していただきます。

## 第11条 会費

- 第1項 当会の会費は、「正会員」は月額20,000円(税抜)、「準会員」は月額10,000円(税抜)とします。  
会員のグループ内企業において成長制度®を活用したコンサルティングを行う場合は、1社につき月額10,000円(税抜)の加算で可能とします。
- 第2項 本会費の支払方法は、ENTOENTO指定の金融機関口座より振替をするものとします。  
ENTOENTOは、必要に応じ「月額会費(税抜)」を随時変更することができます。この場合、会員への適用は会員期間満了日、又は自動更新日の翌日からとします。  
また、月額会費の変更が生じる場合は、会員に事前告知を行うものとします。
- 第3項 準会員から正会員にグレードアップする場合は、申入れがあった月の翌月1日から2年間とし、途中解約はできないものとします。
- 第4項 正会員から準会員にグレードダウンする場合は、契約更新時点とし、2ヵ月前までにENTOENTO指定の書面提出が必要となります。

## 第12条 ソフトウェア

- 第1項 ENTOENTOは成長制度®構築のために会員および会員のクライアントに対して、専用のソフトウェア(以下、当該ソフトウェアという)を有償にて使用許諾します。
- 第2項 当該ソフトウェアの著作権・工業所有権等の知的財産権の一切の権利はENTOENTOに帰属します。
- 第3項 会員による、当該ソフトウェアおよび生成されるフォーマット・データ又はその使用权を第三者に販売・賃貸・貸与・頒布・譲渡等の再使用权の許諾は認めません。  
また、ウェブサイト上への掲載、リンク等、社内及びクライアント企業以外のコンピュータ・システムに伝送・表示することも認めません。  
これらの違反行為・ソフトウェア改竄行為が認められた場合は、会員資格を失うとともに、ENTOENTOに対し違反1件につき、当該ソフトウェアの月額利用料の600倍(5年分の利用料の10倍)の違約金を請求された日から30日以内に支払うものとします。

## 第13条 退会時等の会員義務

会員が退会する場合は、成長制度®の構築・運用が未完成のクライアントについて公表し、完成までのフォロー体制についてENTOENTOと協議し決定することとします。

## 第14条 企業会員勧誘の禁止

パートナー会員間のトラブルを防止するため、パートナー会員による一般企業会員への直接の営業活動・勧誘行為は禁止します。  
但し、事務局を通して許可を受けた案件についてのみ認めます。

## 第15条 基準法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は、日本法とします。本規約に関し訴訟を提起する場合は、ENTOENTOの本店所在地の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第16条 機密保持

- 第1項 会員は当会の事務局・研修会・会員間交流・成長塾等で供与を受け・知りえた業務上の機密を、会員以外の第三者に漏洩してはならない。  
機密を漏洩し、当会及び会員に被害ある場合は損害賠償の義務を負うものとします。
- 第2項 前項規定は退会後の将来にわたって有効とする。

## 第17条 その他

- 第1項 サービス内容及び付随事項については、会員はそれぞれのサービスの運用の仕方等を詳細に規定する細則に従うものとする。
- 第2項 会員は、当会及び事務局・ENTOENTOから供与されたサービス・ノウハウ・商標権等の権利義務を第三者に譲渡・貸与してはならない。  
また、退会後も同様とし、さらに第三者にこれらのサービス・ノウハウ・商標権等の権利義務を提供してはならない。
- 第3項 会員は、会員に所属する社員及び退職した者も本規約に違反した場合は、責任は逃れられないものとし、規約の遵守を徹底するものとする。
- 第4項 その他、別段の定めのない事項については、著作権法及び関連法規に準拠することを基本とし、会員・ENTOENTOと協議の上、解決するものとします。
- 第5項 本規約は必要に応じて改定できるものとし、改定ある場合は、会員に通知するものとする。

本規定は新・人事制度研究会により、2018年9月1日改定されたものです。